令和４年３月２９日

学生・児童生徒等の皆様
教職員の皆様
学外者の皆様

奈良教育大学緊急事態等対策本部長
加　藤　久　雄

新型コロナウイルス感染症への本学の対応について（第２３報）

奈良県を含む近畿圏における新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、下記のとおりとすることをお知らせします。

なお、本対応は、今後の状況によっては変更する可能性があります。

記

１　学生・児童生徒等

- **学部生・大学院生**

〇令和４年度前期の授業・ゼミ等の実施

「令和４年度前期における授業・ゼミ等の実施基準」に定めるレベル１（原則、対面）とする。

〇課外活動

「新型コロナウイルス感染防止のための課外活動指針」における「レベル１（学内外で行う活動について、感染防止対策をした上で実施）」とする。

なお、「新型コロナウイルス感染症に対する学生ならびに教職員の行動指針」及び「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応マニュアル（第１１報）」を遵守の上（一つの密でも回避、マスク着用、手指消毒、健康チェックシート・行動記録票の記入、COCOAの登録等）、感染防止に最大限留意するものとする。

- **附属学校園の児童生徒等**

学校園の活動に合わせて入構を可能とする。

２　大学教員・附属学校園教員

- **大学教員**

通常勤務とする。ただし、教育・研究上、または業務上支障がない場合に限り、在宅勤務を可能とする。公共交通機関の利用者は時差出勤を推奨する。

- **附属学校教員**

  通常勤務とする。

3 役員・職員

通常勤務とする。ただし、業務上支障がない場合は、在宅勤務を可能とする。公共交通機関の利用者は時差出勤を推奨する。

執務室は密集を避ける勤務環境とする。

4 学外者

本学への用務を目的とした入構は可能とし、入構する場合は、守衛室で「臨時入構許可申請書」に必要事項を記入するものとする。

5 その他

⑴教育研究活動

感染防止に最大限留意し実施する。

⑵出張

【国内】感染予防対策を徹底し、感染の可能性のある場所や密のある場所への訪問は避けた上で可能とする。ただし、国や都道府県独自の緊急事態宣言が出された地域やまん延防止等重点措置が適用された地域への出張は自粛する。

【外国】外務省の感染症危険情報の国・地域のうち、レベル３（渡航中止勧告）・レベル２（不要不急の渡航中止）は渡航不可とする。

⑶学内会議

対面式の会議を行うことができる。ただし、密を避けるため、マスクを着用し、人との間隔を１ｍ以上空け、会場の収容人数の半数以下とすることに留意する。

なお、可能な限りメール会議やオンライン会議を推奨する。

⑷施設の外部貸付

本学が求める感染予防策を講じることを条件として外部貸付を認める。

⑸その他

新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房ホームページ）https://corona.go.jp/